

令和元年9月以降に債権差押命令申立てをされる方へ (郵便料金改定に伴う予納郵便切手についてのお願い)

東京地方裁判所民事第21部（債権執行）

郵便料金が令和元年10月1日より改定されるため、予納郵便切手が変わります。債権差押命令申立てが9月中にされた場合であっても、各種書類の発送が10月1日以降となり、新しい郵便料金がかかることがありますので、9月以降に申立てをする場合には、次のとおりに、郵便切手を提出していただくようご協力ください。

1 令和元年9月中に申立てをする場合

申立ての種類	予納郵便切手								合計
	500円	100円	82円	30円	10円	5円	2円	1円	
債権・その他財産権差押命令	5枚	1枚	5枚	5枚	5枚	10枚	10枚	5枚	3285円
債務者が1名増すごとの加算基準	2枚	1枚	1枚	1枚	1枚	10枚	11枚	1枚	1295円
第三債務者が1名増すごとの加算基準(陳述催告あり)	3枚	2枚	2枚	2枚	2枚	10枚	12枚	2枚	2020円

2 令和元年10月以降に申立てをする場合

申立ての種類	予納郵便切手							合計
	500円	100円	84円	20円	10円	5円	2円	
債権・その他財産権差押命令	5枚	4枚	5枚	5枚	5枚	3枚	5枚	3495円
債務者が1名増すごとの加算基準	2枚	1枚	1枚	2枚	1枚	1枚		1239円
第三債務者が1名増すごとの加算基準(陳述催告あり)	3枚	2枚	2枚	2枚	2枚	2枚	2枚	1942円

※82円切手が84円切手に、30円切手が20円切手になります。ご注意ください。

なお、裁判所に申立書が届く日（申立日）が9月中になるか、10月以降になるかご不明の場合には、上記1の郵便切手を提出してください。